こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
分担研究報告書

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
―地域小規模児童養護施設における養育不調による措置解除プロセスの分析と手引きの作成―

研究分担者　塩谷　隼平（東洋学園大学　人間科学部）
研究協力者　藤巻　楽々（新潟青陵大学大学院　臨床心理学研究科）

研究要旨
本調査では、地域小規模児童養護施設における養育不調による措置解除までの経過と背景的要因の分析を目的に、質問紙調査とインタビュー調査を実施し、最終的には措置変更や措置解除に至るプロセス図の作成と、養育不調による措置解除の予防のための手引きの作成を試みた。まず 1 年目では、全国の地域小規模児童養護施設に質問紙調査を行い 199 施設から回答を得た。その結果、回答した施設の 36.0％が高校生を中心に養育不調による措置解除を経験していた。次に 2～3 年目では、養育不調による措置解除を経験している地域小規模児童養護施設の職員 8 名にインタビュー調査を実施し、11 事例についてのデータを得た。その結果をもとにプロセス図を作成したところ、幼少期に入所して思春期を迎えて問題行動が激しくなり児童自立支援施設などに措置変更になるパターンと、中高生で入所するがそれまでの生活スタイルと施設の生活のあいだのギャップが大きくなり、短期間でなし崩し的に家庭復帰していくパターンに分けられた。最後にこれらの結果をもとに手引きを執筆し、養育不調による措置解除の予防のためには、職員が連携して子どもに対応できるチームの構築が重要であることなどをまとめた。

A．研究目的
現在、わが国では、社会的養護において家庭養育優先の原則に基づく里親委託等が推進されている。だが一方で、委託後に子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題、支援の不足により、養育者が子どもへの対応に困難をきたす「養育不調」が重要な課題となっていることから、本研究では、「養育不調」の要因とプロセスを明らかにすることを目的とした。

初年度には、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、児童相談所、フォスタリング機関各々への調査を行うため、養育不調の要因を、Konjin ら (2018)[1] の里親委託の不安定性の要因に関するシステマティックレビューを参考に、「委託や委託解除時の状況」、「子どもの心身の特性や行動上の問題」、「養育上の課題」、「支援の課題」の 4 つに分けて検討を行い、質問項目を作成した。

本研究の 1 年目では、そのうち全国の地域小規模児童養護施設を対象にオンラインによる質問紙調査を実施し、基礎データを得ることにより、その他の里親、ファミリーホーム、児童相談所、フォスタリング機関の調査とともに、統合した社会的養育システムの観点から、適切なアセスメント、養育環境の選択、必要な支援について課題を整理し、改善のあり方について検討を行うことを目的とした。

2 年目は、地域小規模児童養護施設において養育不調によって措置解除となった事例について、施設職員の視点から、そのプロセスを明らかにし、養育不調の要因を分析し、その対策を検討することを目的とした。そのため、養育不調による措置解除を経験した施設職員 4 名にインタビュー調査を行い、6 事例についてのデータを得た。

最終年度となる 3 年目は、まず、養育不調に

至るプロセスや背景要因についての分析をより深化・精緻化するためにインタビュー調査を追加で実施し、施設職員 4 名から 5 事例についてのデータを得た。以上の 11 事例の結果と 1 年目の質問紙調査の結果をもとに、地域小規模児童養護施設における養育不調のプロセス図を作成した。

最終的には、これまでの質問紙調査およびインタビュー調査の統合的な分析結果に基づき、養育不調の未然防止、早期発見・対応、および措置解除後のケアを含めた包括的な支援のあり方を提示し、実効性のある「養育不調の予防および対応に関する手引（ガイドライン）」を作成することを目的とした。

B．研究方法

１．１年目

1）質問紙調査の質問項目の作成

養育不調の要因に関する調査を行うため、メタアナリシスレビューを行った Konjin ら (2018)[1] の文献に当たり、質問項目を挙げ、さらに、班会議での協議によって、地域小規模児童養護施設への質問項目を作成した。

まず、地域小規模児童養護施設の概要として、回答者の職種、児童養護施設での在籍期間、施設の入所定員数、地域小規模児童養護施設の施設数、本園からの距離についてたずねた。

次に、養育不調による措置解除の経験の有無についてたずね、養育不調による措置解除を経験した施設は措置解除となった子どもを「A さん」として、性別や年齢、措置されたときの施設の他児童や職員の状況、保護の理由、被虐待経験の有無、心身の状況、知能検査と発達検査の結果、行動上の問題、養育状況など可能な範囲で回答を求めた。さらに、児童相談所や本体施設、他の機関による地域小規模児童養護施設への支援の内容や頻度、養育不調を理由とした地域小規模児童養護施設から本体施設への移動の有無とその理由についてたずねた。

2）調査期間と調査協力者

アンケートは、2021 年 10 月 1 日時点で全国の地域小規模児童養護施設を有する児童養護施設 527 箇所（こども家庭庁家庭福祉課調べ）に回答を依頼した。回答方法はオンラインフォーム（成育 REDCap システム）を使用した。回答期間は 2024 年 2～3 月で、回答数は 199 件（回収率 37.8%）で有効回答数は 171 件であった。

(倫理面への配慮)

調査回答者、子どもの個人情報は収集せず、匿名性を厳密に確保した。国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認（2023-164）を得て実施した。

２.２年目

2 年目は、事前質問紙調査とインタビュー調査を行った。

1）事前質問紙調査

インタビューで尋ねる養育不調によって措置解除となった子どもを「A さん」として、性別、措置時の年齢、国籍、措置解除時の年齢、措置解除後の措置先、保護の理由、虐待被害の状況、医学的診断の状況、知能検査及び発達検査の状況についての質問項目を設けた。次に、A さんの入所していた児童養護施設に関して施設の入所定員数、入所児童数、地域小規模児童養護施設の施設数、入所児童数、職員数、地域小規模児童養護施設の定員数と職員数について回答してもらった。最後に、回答者の職種、児童福祉領域での経験年数をたずねた。

調査方法は、インタビュー協力者の希望に応じて、研究事務局から郵送もしくはメールにて質問紙を配布した。回答した質問紙はインタビュー当日に用意してもらい、インタビューの進行に役立てた。

2）インタビュー調査

インタビューは対面、もしくはオンラインで実施した。場所は調査協力者の施設内の部屋において、希望する日時に実施した。インタビューガイドを用いた半構造化面接を行い、時間は 1 時間から 2 時間ほどを要した。インタビュー内容は、調査協力者の許可を得て、対面の場合は音声を IC レコーダーで録音、オンラインの場合は録画をした。インタビュー終了後、逐語録に起こした。

3）調査期間と調査協力者

調査期間は 2025 年 1～3 月であった。調査協力者は、地域小規模児童養護施設を有する児童養護施設のうち、2019 年 4 月から 2024 年 3 月末までに地域小規模児童養護施設において養育不調による措置解除があった施設の職員 4 名で、6 名の子どもについてインタビュー

調査を実施した。

4）分析方法

本調査の目的に照らし、措置前の認識、措置されてから解除になるまでのプロセスを考える上で、措置開始から措置解除までの期間において、養育不調による措置解除の要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出した。時期については、措置前の「入所時点の状況」、地域小規模児童養護施設への入所が始まってから措置解除までの「入所当初」、「入所経過中」、「措置解除につながる問題の発生」、「児童相談所との情報の共有」、「措置解除までの経過」、「措置解除後」と時期を分けて捉えることとした。

（倫理面への配慮）

回答者と研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。新潟青陵大学倫理審査委員会の承認（承認番号：第202407 号）を得て実施した。

３.３年目

最終年度である 3 年目は、まずインタビュー調査の追加調査を実施し、今までのデータをもとに、養育不調によって措置解除となった事例がたどったプロセス図の作成と手引きの作成を行った。

1）追加調査

追加調査も昨年度と同じ方法で、事前質問紙調査とインタビュー調査を実施した。

調査期間は 2025 年 6～7 月であった。調査協力者は、2019 年 4 月から 2025 年 3 月末までに地域小規模児童養護施設において養育不調による措置解除または措置変更があった児童養護施設の職員 4 名で、計 5 名の子どもについてインタビュー調査を実施した。

分析方法も昨年度と同じであった。

2）プロセス図の作成方法

養育不調によって措置解除となった事例がどのような過程を辿ったのか、インタビュー調査で得られた 11 事例を分析し、統合したプロセス図を作成した。

まず、インタビュー調査で集めた事例について、措置開始から措置解除までの期間において、養育不調による措置解除の背景的な要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出し、共通した事象は集約した。それらを、措置前→措置当初→措置後初期→措置経過中→措置解除までの期間→措置解除時→措置解除後という時間軸に分けて切片化し、事象を四角の枠内に記載して矢印でつないだ。プロセスにおいてより重要だと考えられる事象はオレンジで色を付けた。また、その事象に対して、施設職員や児童相談所などの関係機関からの支援や介入、支援者が抱いた感情などはオレンジ色の矢印で表現した。さらに、明らかとなったプロセスの中で、養育不調の予防とケアのポイントを考えられる箇所について赤丸の数字で示した。

完成したプロセス図について、研究班内で協議を重ね、修正を重ねた。

3）手引きの作成方法

手引きの作成では、質問紙調査、インタビュー調査の分析による養育不調に影響する事象を整理した。また、養育不調による委託解除のプロセス図から導かれた予防とケアのポイント、委託前から委託解除後までを段階別に整理した。一冊の手引きの中で、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設が横断的に参照できる構成とし、仮案作成後には、インタビュー調査協力者および関係機関から内容の妥当性等について意見聴取を行い、その結果を踏まえて研究班内で加筆修正し、完成稿とした。

（倫理面への配慮）

研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。新潟青陵大学倫理審査委員会の承認（承認番号：第 202407 号）を得て実施した。

C．研究結果

１.１年目

回答者の職種は保育士 38.8%、児童指導員 36.7%、自立支援担当職員 4.1%、その他（施設長など）20.4%で、施設での在籍期間の平均は 15.8 年であった(有効回答数 141 件)。

回答した施設の入所定員数の平均は 46.6 人、所有する地域小規模児童養護施設の平均は 2.0 戸（最大 7 戸）であった。また、本園（本体施設）から地域小規模児童養護施設までの距離は、「徒歩で 10 分圏内」47.8%、「車で 10 分圏内」29.9%、「車で 10～30 分圏内」19.2%、「車で 30 分以上」3.1%であった(有効回答数 148

件)。

2021年4月から2023年12月までに養育不調による措置解除の経験については、「あり」が 54 件 (36.0%)、「なし」が 96 件 (64.0%)で、措置解除になった人数の平均は1.4人であった(有効回答数150件)。

養育不調による措置解除となった54件のうち、回答があった49名について分析したところ、性別は男子15名、女子25名、未記入9名であった。措置解除になった時点での平均年齢は 14.92 歳で、解除時の学年の内訳は小学生(3～6年)が9名、中学生が7名、高校生が32名、未記入1名であった。施設入所時の平均年齢は10.0歳であった。

措置変更先は他の児童養護施設2名、児童自立支援施設8名、児童心理治療施設4名、自立援助ホーム10名、里親3名、ファミリーホーム1名、家庭復帰による措置解除21名であった。措置継続となった28名の平均年齢は14.3歳で男子10名、女子13名、不明5名であった。家庭復帰による措置解除になった21名の平均年齢は15.7歳で、男子5名、女子12名、不明4名であった。

自由記述で回答してもらった措置変更の理由(全 48 回答)について、複数の理由が書かれている場合は 1 件ずつに分けて分類したところ、「施設への不適応（ルールが守れない、生活の乱れなど)」が16件、「職員への暴言・暴力」が11件、「学校への不適応・不登校」が9件、「高校の留年・退学」が7件、「子ども間のトラブル・暴言・暴力」が 6 件、「性的問題（性的逸脱行動)」が6件、「本人の希望」が6件、「スマホ（SNS）への依存」が 5 件、「精神症状（うつ、摂食障害、自傷など)」が5件、「非行・虞犯行為」が4件、「発達障害」が2件であった。

措置解除の要因として、「A さんの情緒不安定、行動上の問題の状況」、「A さんの実家族の状況」、「養育のあり方」、「児童相談所の対応のあり方」、「入所時における情報やアセスメントが十分でなかったため」、「子ども自身の家庭復帰や他施設等への意向が大きかった」の6項目について「要因として大きくない」（1 点）～「要因として大きい」（4点）の4件法で回答してもらったところ、それぞれの平均値は「情緒不安定、行動上の問題の状況」3.83、「実家族の状況」3.08、「養育のあり方」2.64、「児童相談所の対応のあり方」2.11、「入所時における情報やアセスメントが十分でなかったため」2.09、「子ども自身の家庭復帰や他施設等への意向が大きかった」2.83 という結果となった(有効回答数47～48件)。

２.２年目

2 年目に実施したインタビュー調査の結果について以下に記述する。ただし、回答者の具体的な発言については、当該年度の報告書でも報告されており、ここでは省略する。

1）措置解除となった子どもの概要

6 事例の性別は男子 4 名、女子 2 名であった。措置時の年齢は、男子4名が就学前で、女子2名が中学生であった。措置解除時の学年は男子 4 名が中学生か高校生、女子 2 名が高校生であった。措置変更先は児童自立支援施設2名、24時間体制のグループホーム2名、家庭復帰2名であった。

虐待の有無は、1名が不明で、残りの5名については被虐待経験があった。知能検査の結果は、「61～70」1名、「81～90」2名、「91～100」3名、「121～130」1名であった。医学的診断は「なし」が1名で、残りの5名には「知的障害」「吃音症」「自閉スペクトラム症（ASD)」「注意欠陥多動性障害（ADHD)」「起立性調節障害」「咳喘息」「適応障害」「摂食障害」などの既往があった。

2）措置までの子どもの状況

就学前に施設入所した4事例では、発達障害や言葉の遅れなど発達上の特性を抱えていた。

中学生で入所した2事例は、状況は全く異なっていたが、入所前までにそれぞれに生活スタイルが確立していたことがうかがえた。

3）入所時点の実家庭の状況

5 事例では、実親の養育能力が低く、ネグレクト的な養育環境であった。残り 1 事例は、心理的虐待の状況であった。

4）措置先の選定

地域小規模児童養護施設への入所になった理由として、就学前に入所した4事例では家庭復帰が難しいため家庭的な環境で養育することがあげられた。

一方、中学生で入所した事例では、落ち着いた雰囲気で、反社会的な行動が見られないことが理由となっていた。

5）入所当初の様子

就学前に入所した事例では入所当初から、緊張感や不安が高く、アタッチメントの課題などが顕在化していた。一方、中学生で入所した事例では大きな問題は見られなかった。

6）入所経過中

就学前に入所した事例では施設内での暴言や暴力などの問題はみられたが、徐々に落ち着いて生活する場面も増えていった。一方、中学生で入所した事例では、入所前から抱えていた課題が顕在化しはじめてきた。

7）措置解除につながる問題の発生

就学前に入所した事例では、年齢が上がるにつれて、無断外出や万引きなどの課題が現れた。また、思春期が近づくにつれて性的な関心が高まり、下着を盗むなどの問題が現れ、対応に苦慮するようになった。

中学生で入所した事例では、施設内で自殺企図が見られ、医療機関と連携して対応に当たった。

8）児童相談所との情報の共有

どの事例でも問題が発生したときは児童相談所に報告し、児童福祉司との面接などが実施された。しかし、問題が改善されることは少なかった。

9）措置解除までの経過

就学前から入所した事例では、施設内での性的加害、万引き、職員への暴力の激化などの問題行動が大きくなり、地域小規模児童養護施設では対応しきれなくなり、他施設への措置変更が検討されるようになった。その結果、2名は児童自立支援施設へ措置変更となった。また残りの2名は24時間体制の障害者のグループホームへと措置変更になった。

一方、中学生で入所した事例では施設のルールや生活スケジュールから逸脱することが増え、実家庭への外泊したまま施設に戻らなくなり、そのまま措置解除になり、なし崩し的に家庭復帰となっていった。

３.３年目

まず、3年目に追加で実施したインタビュー調査の結果について以下に記述する。回答者の具体的な発言については、当該年度の報告書でも報告されており、ここでは省略する。

1）措置解除となった子どもの概要

5 事例の性別は女子 5 名、男子 1 名であった。措置時の年齢は、就学前3名、小学校低学年が１名、高校生１名であった。措置変更先は児童自立支援施設１名、障害児入所施設１名、連携型専門ケア機能モデル事業１名、家庭復帰2名であった。

虐待の有無について、2名はなしで、4名は被虐待経験があった。

知能検査の結果は、「101～110」3名、「71～80」1名、「81～90」1名であった。

医学的診断は、5名がADHDや自閉症スペクトラム障害、軽度の知的障害などの発達障害の特性を抱えていた。

2）措置までの子どもの状況

就学前および小学校低学年で入所した 4 事例のうち2名は幼少期に保護され、乳児院から児童養護施設への措置変更であった。その他の2名は就学前の保護であったが、そのまま児童養護施設への措置となっている。残りの１名は高校生になってから保護され、児童養護施設への措置となった。

3）入所時点の実家庭の状況

乳児院からの措置変更となった 2 事例は家族との交流はなかった。そのほかの3事例は、親から心理的虐待、性的虐待などを受けており、また、ネグレクトのような家庭環境であった。

4）措置先の選定

高校生で入所した１名は、一時保護所で落ち着いた生活を送っていたこともあり、地域小規模児童養護施設への入所となった。

その他の4事例は、家庭復帰が難しいため、家庭的な養育環境で生活するために地域小規模児童養護施設への入所となった。

5）入所当初の様子

高校生で入所した１名は、入所当初は施設のルールも受け入れ適応的であった。一方、幼少期に入所した事例では、自傷行為や器物破損など、入所当初から不安定な様子がみられた。

6）入所経過中

高校生で入所した１名は欠席が多くなり、進級が危ぶまれる状況であった。

就学前の１名はケンカやケガが多く、「軽度

の知的遅れ」の診断を受けた。
小学生の３名は、落ちついている場面もある一方で、無断外出、職員への暴力、器物破損などの問題行動が見られた。

7）措置解除につながる問題の発生

高校生 １ 名は、気分の浮き沈みが激しくなり、自傷行為や希死念慮がみられようになった。
小学生の３名は、深夜の無断外出、不登校による生活リズムの乱れ、地域での器物破損などの問題を繰り返し、地域小規模児童養護施設では対応が難しくなっていった。
また、就学前の１名は周囲への攻撃性が高いままで、体が大きくなるにつれて問題も大きくなっていった。

8）児童相談所との情報の共有

事件が起きた際には児童相談所に報告し、情報を共有し、児童福祉司による面接なども実施された。なかには面会を拒む子どももおり、行動が改善されることはなかった。

9）措置解除までの経過

小学生の 3 事例のうち 2 名は、深夜の無断外出を繰り返し、警察に保護されることも増え、そのうち１名は、問題行動の改善や重篤化を防ぐことを目的に小学校高学年の２年のあいだ、連携型専門ケア機能モデル事業を利用することになった。また、１名は児童自立支援施設への措置変更となった。もう１名は地域小規模児童養護施設から本体施設へ移動したが、無断外出などの問題行動は改善せず、他の施設への措置変更の検討もされたが、結局、家庭復帰となった。
高校生の１名は、携帯電話に関する施設のルールに反発するようになり、親族宅に無断外泊をして、そのまま措置解除となり、家庭復帰となった。
未就学の １ 名は幼稚園で他児童に大けがをさせる事件を起こしたこともあり、小学校進学後はトラブルも大きくなることが予想され、小学校入学前に障害児入所施設への措置変更となった。

４．プロセス図の作成

地域小規模児童養護施設での養育不調による措置解除や措置変更のプロセス図は 2 つのパターンに分けて示した。

1）中高生で入所したパターン

パターン①は、中高生で入所し、1～2 年という短期間で措置解除に至る事例をまとめた。このパターンの子どもは入所前に、不健康ながらも自分なりの生活スタイルが確立しており、施設での生活とのギャップが大きくなっていくことが不調の大きな要因となっていた。また、入所前には反社会的な行動が見られず、雰囲気も落ち着いているため、地域小規模児童養護施設への措置となり、入所当初は施設の生活に過剰に適応する。しかし、措置前から抱えていた心理的症状などが顕在化し、自殺企図や無断外泊など地域小規模児童養護施設という小さな集団では抱えきれない行動に発展していく。そして、子どもが施設での生活に限界を感じて無断で帰宅や外泊をしてしまい、その状況を実親などが受け入れることで、「なし崩し的に家庭復帰」がなされ、措置解除に至っていた。

2）幼児期に入所したパターン

パターン②は、就学前の幼児期に入所し、思春期以降に行動が激化して、他の児童福祉施設に措置変更になる事例をまとめた。このパターンの子どもは知的障害や発達障害を抱えていることが多く、入所当初から不安緊張が高く、その後もさまざまなトラブルが発生するが、地域小規模児童養護施設という小集団のなかでうまく対応されていく。しかし、思春期を迎えて衝動性が高まり、暴力行動が激化したり、性的加害を起こしたりすることで、児童養護施設という枠では抱えきれなくなり、児童自立支援施設や児童心理治療施設など へ措置変更となっていった。地域小規模児童養護施設で対応できなくなった際に、生活の場を同じ施設内の本体施設に移動することで落ち着くこともあった。また、低年齢のときに障害児入所施設に措置変更することで大きな問題を起こすことを未然に予防した事例も加えた。

2）養育不調の予防とケアのポイント

養育不調の予防とケアのポイントとして、以下の８項目を挙げた。
ポイント１: 地域小規模児童養護施設への入所理由を把握しているか。
ポイント２: 入所前の子どもの生活の様子について丁寧にアセスメントできているか。
ポイント３: 地域小規模児童養護施設で抱えられないトラブルにどう対応するか。
ポイント４: 施設内で子どもの生活環境を変更

することでトラブルに対応できるか。
ポイント5:なし崩し的に家庭復帰し措置解除に至る経過にどう対応するか。
ポイント 6:職員の抱える葛藤(「もっと施設でみたかった」vs「仕方がなかった」)を理解しているか。
ポイント7:子どもの特性にあった養育環境をもつ施設への措置変更になっているか。
ポイント8:トラブルが大きくなる前に、子どもの特性にあった施設への措置変更は可能か。

5．手引きの作成

手引きにおいて、地域小規模児童養護委施設に関する内容として、「3-1-6.地域小規模児童養護施設の理念と環境のアセスメント」「3-2-6.本体施設か地域小規模か－子どものニーズに応じた入所とアセスメント－」「3-3-6.地域小規模児童養護施設への入所に向けた子どもへの説明と安心できる環境の準備」「4-1-6.入所当初に地域小規模児童養護施設が検討すべき事項」「4-2-6.地域小規模児童養護施設における日々の生活の積み重ねと他機関との連携」「4-3-6.地域小規模児童養護施設での養育不調への対応とその予防」「5-1-6.地域小規模児童養護施設における措置変更の判断と職員のケア」「5-2-6.地域小規模児童養護施設における措置解除時の対応とアフターケア」「5-3-6.地域小規模児童養護施設における客観的な視点の活用と安全なチーム作り」について執筆した。

また、内容について、児童養護施設の職員2名に意見聴取を行い、内容は概ね妥当であるという評価を得た。

D．考察

1．質問紙調査

回答した施設の 36.0%が過去 3 年間に地域小規模児童養護施設における養育不調による措置解除を経験しており、大きな課題となっている可能性がうかがえた。

措置解除になった子どもの 65.3%が高校生を含む高年齢児で、措置変更の理由をみると、高校への不適応から不登校・退学となり、スマホや SNS の使用方法をはじめとして施設のルールが守れずに生活が乱れ、職員への暴言・暴力が見られ、措置変更に至る状況がうかがえた。また、措置解除の要因としては、子ども自身の「情緒不安定、行動上の問題の状況」が最も大きい要因であるという回答となった。

思春期になり問題の表出が激しくなり、施設生活への不適応を起こした子どもを地域小規模施設という小さなグループでは抱えきれなくなり、措置変更せざるを得なくなると考えられた。また、措置変更先は「家庭復帰による措置解除」が 42.9%と最も多く、施設で不適応をおこし、無断外泊を繰り返し、そのまま家庭に戻るというように、なし崩し的に家庭復帰となっていくパターンも多いのではないかと推測された。

地域小規模児童養護施設には、丁寧で家庭的な養育が提供でき、子どもへの個別的な関わりを増やすことができるというメリットがある。その一方で、思春期になって子どもが表出される問題が大きくなり施設生活の枠からはみ出してしまうと、小さなグループの中で抱えきれなくなり、措置変更や措置解除に至ると考えられた。

2．インタビュー調査

２年間の調査で合計 11 事例のデータを得ることができた。そのうち７事例では、就学前に入所して、もともと不安定な面もあったが、思春期になって問題が大きくなり、無断外出や性的問題などを起こして中高生のときに措置変更に至るパターン①となった。また、３事例は、中学生以上の入所で、措置前に確立していた生活スタイルを変えることができずに、なし崩し的に家庭復帰となっていくパターン②の 2 つにわけて報告した。

また、小学校入学前に措置解除になった事例は前者のパターン①に近いが、小学校就学前に障害児入所施設に措置変更することで、問題行動の影響が大きくなることを未然に防いでいた。

すべての事例が保護前は、過酷な家庭環境にあり、被虐待歴がある子どもも多く、小児期の逆境体験がその後の問題の大きな要因になっていると考えられた。施設側には、その虐待による心の傷へのケアも求められたが、子どもがおこす問題が大きすぎて、地域小規模児童養護施設という枠組みのなかで守ることができなかった。また、子どもの対応における職員の専門性やスキルに不足も指摘されたが、そもそも職員の人数が足りていないという状況も養育不調における要因の 1 つになっていると考えられた。

3. プロセス図と手引きの考察

地域小規模児童養護施設のプロセス図は、中高生以降に入所して短期間で措置解除に至る事例と、幼少期に入所して、思春期以降に措置変更や措置解除に至る事例では、そのプロセスが大きく異なり、2 パターンに分けざるをえなかった。

短期間で措置解除に至る事例では、職員との信頼関係が構築される前に、さまざまなトラブルが発生し、対応しきれないなかで「なし崩し的に家庭復帰」になっていた。高年齢での入所では、不健康ながらもそれまでの生活スタイルが確立しており、施設での集団生活とのギャップが養育不調の要因となっていた。その際、職員側が、子どもがそのような生活に至った背景について想像して、子どもの価値観を尊重する姿勢も重要であると考えられた。子どもの話を丁寧に聞いていくことで、彼らの本来のニーズが明らかになり、そのニーズに合わせた柔軟な対応も大切になると思われた。本体施設に比べれば、子どもの人数が少ない地域小規模児童養護施設では、個々のニーズに合わせて生活のスケジュールやルールを柔軟に変更できる可能性もあると考察された。

幼少期に入所した子どもの養育不調の事例では、児童期後期以降に問題行動が激しくなり、児童自立支援施設や障害児入所施設などの他の施設に措置変更となることが多かった。また、措置変更の際、職員たちには「この施設でもっとみたい」という思いと「もう限界である」という思いで葛藤を抱えることも明らかになった。しかし、子どもは措置変更に納得してスムーズに移行することも多く、その子どもの特性にあった生活環境を準備するという視点も重要になると考えられた。

今回の調査において、地域小規模児童養護施設では、夜間の無断外出や無断外泊など子どもたちが施設外に出ていってしまう行動への対応で苦慮していることが明らかになった。地域小規模児童養護施設では 1 人で勤務する時間もあり、その際に子どもが帰って来ないなどのトラブルが生じると、対応しきれなくなってしまう。それが施設での生活の限界を超えてしまう大きな要因となっていた。また、施設内で生じる問題行動はなんとか対応できても、学校や地域での問題行動が大きくなると施設では抱えきれなくなってしまい措置変更に至ってしまうと考えられた。

養育不調の対応にはチームでの対応が大前提となる。地域小規模児童養護施設には複数の職員が配属されており、また、本体施設にはバックアップ職員をはじめ、ファミリーソーシャルワーカーや心理職などの他の専門職も複数いることも多い。しかし、メンバーが揃っているだけではチームとは呼べず、よりよいチームとして機能するための工夫やサポート体制の構築が必要である。また、養育不調が起きてから対応するのでは遅く、養育不調の予防のためにも、日頃からよりよいチームとして機能することが重要である。

E．結論

本調査では、3 年間の質問紙調査とインタビュー調査を通して、地域小規模児童養護施設における養育不調によって措置変更や措置解除に至るプロセスについて検討をおこなった。その結果、幼少期から入所して思春期以降に措置解除となるパターンと、中高生以降に入所して短期間でなし崩し的に家庭復帰による措置解除となるパターンの 2 つのプロセスが見いだされた。

また、それらのデータをもとに養育不調の予防のための手引きの作成をおこない、改めて、職員同士が連携してチームとして対応することの重要性についてまとめた。手引きについて施設職員への意見聴取を行い、概ね妥当な内容であるという評価を得ることができ、一定の成果をあげたと考えられる。

しかし、インタビュー調査を中心に、地域小規模児童養護施設での措置変更や措置解除の事例で子どもがみせる問題行動が非常に大きく、その問題行動への対応の限界についての語りが多く、その背後にある要因を考慮にいれた対応まで十分に考察できなかった。このあたりが今後の課題として残されたと言える。

引用文献

1）Konijin, C., Admiraalb, S., Baartb, J., van Rooijb, F., Stamsb, G.J., Colonnesib, C., Lindauerc, R, Assink, M. Foster care placement instability: A meta-analytic review Children and Youth Services Review, 96, 483-499, 2018.

F．健康危険情報

なし

G．研究発表

1．論文発表

なし

2.　学会発表
　なし

H．知的の出願・登録状況
1. 特許取得
　なし

2. 実用新案登録
　なし

3.その他
　なし